

屋久島環境文化村マスタープランの概要

屋久島環境文化村マスタープランの概要

1. 屋久島環境文化村とは何か

屋久島では、世界的な遺産であるそのすぐれた自然を引き継ぎながら、地域の人々の生活を支え、豊かにしていくことが求められており、屋久島環境文化村は、こうした課題を解決する試みとして発想された。つまり、保護と開発の図式的対立を克服し、屋久島のもつ価値に依拠しながら人と自然との新たな関係、すなわち共生のあり方を模索しようとするものである。

このことは、地域屋久島の課題であるとともに、すぐれて文明的課題であるともいえる。そこには、今日明らかになりつつある近代科学技術文明の限界を克服する思想的契機が内包されていると考えるからである。このため本計画では、「共生と循環」という思想のもとに新たな地域づくりをめざすことを屋久島環境文化村の基本理念として掲げている。

具体的な(計画)提案にあたっては、徹底的に地域を分析することから出発した。それはすなわち、個別屋久島への具体的提案は、個別の事象の積み重ねの中から以外には発見することはできないからであり、それが、実は文明的課題への解答に至る糸口になるに違いないと考えるからである。

私達は、その自然の傑出性のゆえに対外的に最もアピールする見方として、屋久島を「環境」の島ととらえる。しかしそれだけでなく、屋久島で育まれた人と自然のかかわりの歴史的蓄積である「環境文化」を評価し、これを基礎にあらゆる意味での地域の「個性化」をめざすこととした。そして、「環境文化の島」を掲げて広く情報発信することにより、様々な意味での外部の協力、とりわけボランタリーな協力を得ることを可能にして行くことをめざす。これは一種のイメージ戦略であり、それが文明的課題を負った屋久島にとって、地域的課題を解決する上での現実的で最適の方策と考えた。

そして、「環境文化」に対する最も典型的なアプローチの一つとして環境学習を掲げ、これを先導的事業として新たな雇用機会を生み出すとともに、屋久島の価値の再発見を通じて島外への情報発信や住民の誇りの源泉とし、新しい地域づくりや産業おこしにつないでいく役割を持たせようと考えた。

また、計画策定から事業実施に至るまで、行政の1セクションだけでなく地域ぐるみでかかわり、さらに私達の掲げる「理念」に共感するすべての人々を巻き込むダイナミズムを有すること、いわば「屋久島方式」ともいうべきあり方を追求している。この構想を実現するためには、外部からの様々な協力と100年計画ともいうべき長期間の「運動」として展開していくことが必須であると考えたからである。

2. マスタープランの性格

環境文化村は様々な試行錯誤を重ね、長時間をかけて完成させて行く試みであり、いわば数多くの事業や計画を実現して行く中ではじめて、地域の将来の全体像が次第に形づくられることになる。

本マスタープランは、鹿児島県が策定する行政計画であるが目標期間を定めてスタートする一般の計画とは異なり、このような計画と実施のプロセス全体にかかわるものである。したがって地域の自然環境の保全活用の基本的方向を示すと同時に屋久島にかかる多様な事業実施の過程での考え方や原則を示す役割を果たすものである。この意味では屋久島にかかわるあらゆる人々を対象にした計画といえる。

対象の中には国、県、町の既存の計画や事業も含まれるし、今後、新たな各種の行政計画の策定にあたって、整合性が図られるべきものである。

このような性格から、超長期の計画から既に実施を担保されている事業まで、幅広い内容を包括した計画となっており、熟度の異なる多くの事業の提案を行っている。

このマスタープランは、6章から構成されている。第1章は懇談会によりまとめられた基本理念が再掲されている。2章、3章では自然及び歴史文化、地域の現状について分析し、4章、5章は、それらに基づいて、屋久島環境文化村の進むべき基本方向と戦略的に展開すべき事業群について詳述している。

最後に第6章では、実現のための方策として屋久島方式の確立と推進のための体制や役割分担の考え方を記述している。

また、このマスタープランは主として次の3つの主体の指導、協力のもとに策定された。第1は、この構想の基本理念を確立するための屋久島環境文化懇談会、第2に地域の意向を伝えるとともに構想推進の主体ともなるべき地元代表による屋久島環境文化村研究会、そして最後に専門的立場から助言し、計画の熟度を高めたマスタープラン研究委員会である。

(マスタープランの概要， 第1章 屋久島環境文化村の基本理念)

3. 屋久島の価値

屋久島の価値は、その自然の傑出性ととともに、自然と共に歴史を重ねてきた人々の自然との関係の総体にある。

自然の価値については、屋久島の特異な自然条件下で発達した、樹齢千年以上の巨木群、亜熱帯から冷温帯性までの植生の垂直分布と多様性、圧倒的な降水量、そして海までを含めた屋久島の自然生態系の固有性、総合性に集約される。

人々と自然とのかかわりは、戦後の一時期を除いては、おおむね、自然の生態系とバランスのとれた、まさに「共生」的な関係にあり、結果としてそれが地域としての個性を形づくってきた。

屋久島環境文化村マスタープランの概要

人々は屋久島の自然から様々な恵みを受けつつ、奥岳や杉の大木を畏敬し、また仲間として共に生きてきた。これは、屋久杉を伐った跡に、若木の枝をさし、岳参りの風習が現在も生きていることにもあらわれている。

また、このような行事を通じて、山から海までの自然の一体性を再確認し、受け継いできたのである。
(第2章 屋久島の自然と文化)

4. 屋久島の現状

屋久島の社会経済的な状況を決定している前提は、まず第1に隔絶型の大規模離島ということであり、第2にその地形と特異な気象条件である。

山地、森林の優先は、林業を国有林を中心として特異な形で発達させた。

また地形急峻な離島という性格は、集落と農地形成の小規模、散在化をもたらすとともに、戦後の高度経済成長からとり残されたこともあって、商工業、漁業資本等の集積を脆弱なままにとどめている。

主要産業であった第1次産業は停滞し、3次産業への転換が進みつつあるが、それについても、付加価値化等が遅れ、雇用の公共事業への依存度も大きい。その反面で、意識やライフスタイルは都市化しつつあり、それが、域内の都市的魅力不足等への不満を顕在化させ、人口の島外流出を加速する要因ともなっている。

また、最近の観光利用者の増大は、特定地域での自然への負荷の増大と、主として受け入れ体制が整わないことによる水質汚染やゴミ問題の発生を引き起こしているが、加えて、関連産業の未成熟等により地域経済への波及効果が十分でないといったこともみられる。

屋久島の現状のもう一つの与件は、森林のほぼ8割(島面積の7割強)が国有林であり、島の約4割が国立公園等何らかの形で自然保護のための制約を受けていることである。

離島振興、過疎対策事業等とあわせて考えると、今後屋久島の地域づくりに際しては、これら国の制度との調整が重要なポイントとなる。
(第3章 屋久島の現状と問題点)

5. 屋久島環境文化村の発想

屋久島環境文化村は「環境文化」を戦略的イメージとして掲げた地域個性化の試みである。そして、自然との共生型社会を地域に回復していくことを前提に、「環境文化」を基礎とした屋久島らしさの確立、観光や環境学習及び情報等も含めた外部との健全な関係の確立の2点を必須要件として展開しようとするものである。

このような考え方から、屋久島環境文化村としての具体的事業を組み立て、展開していくにあたって柱とすべき視点を整理すれば、次の5つになる。

- ① 環境文化村の基盤として、屋久島の自然環境の適切な保全活用と管理を行うことが前提となる。そのための原則は、ゾーニングによる自然利用に際しての大枠の設定と、施設整備等による利用分散化を図ることである。
- ② 屋久島の地域づくりのシンボリックなものとして環境学習、研究を位置づけ、そのための施設整備やしきみづくりを行う。
- これは、地域にとって自らの価値を再発見することでもある。
- ③ 屋久島においては、島外との健全なつながりを積極的に求めること、いわば、国民的な広がりや負担により自然と共生する地域形成を図っていくべきである。
- 特に、屋久島の価値について共通の意識をもつ人々の層を拡大し、ボランタリーな協力を可能にするためのしきみづくりを行う。その際、島民、来島者、研究者が等しく「住民」として交流し、地域づくりにかかわるなどの視点が必要である。
- ④ 環境文化村の試みを契機として、環境学習やエコツアーによるインストラクター、ガイド等新たな雇用の創出、環境文化村のコンセプトと関連した地場産品の付加価値化や需要の開拓など新たな地域産業の創出を図る。
- これは、土地的制約から小規模生産を余儀なくされ、将来的にも付加価値型を基本として1次産業の競争力強化を図るべき屋久島にとって、不可欠の視点である。
- ⑤ 世界遺産の登録の推薦や懇談会報告における外国人アンケートの評価をみれば明らかなように、屋久島はすでに国際的な存在であり、今後の屋久島のとらえ方や整備の方向は、国際的視野のもとに対応を図るべきである。

6. 屋久島環境文化村の基盤

屋久島環境文化村を実現するための様々な事業を実践するにあたって、私達はまず、大きな枠組みとして次の2つを掲げる。

それは、第1に地域の自然環境の保全活用と管理のためのゾーニングであり、第2に、外部からの様々な入込みの典型的かつ緊急に対応すべきものとしての観光入込みに対する考え方である。

①ゾーニング

植生を中心とした自然及び人々の認識、主として景観意識によって、屋久島全体を3つの地域に区分する。

すなわち

- 原生的な保護と信仰や畏敬の対象としての奥岳地域を中心とする 保護ゾーン
- 生態系を保全しつつ一定の枠内で人間活動が行われる ふれあいゾーン
- 豊かな生活文化が育まれる前岳から集落及び県道周辺までの 生活文化ゾーン

ゾーニングの機能は、屋久島の自然環境を保全しつつ活用し、屋久島固有の自然空間の秩序

屋久島環境文化村マスタープランの概要

を再構築するために、地域区分ごとに保全活用の目標を設定することである。

具体的には、環境学習を中心とする各種の自然利用活動のあり方を示す指針となるとともに、施設整備や土地利用整序の方針を示すものとなる。

またその担保性については、国、県及び地元町が連携し既存の法制度の利用に加え、地域主体による新たな条例制定や環境キップ制度等利用調整のためのソフトを含めた対応が必要である。

②観光、2つの選択

今日の屋久島は、観光客数の急増という大きな変化に直面しており、将来の観光のあり方についての選択を迫られている。すなわち

*このまま趨勢に従って増大する入込み客を受け入れ、量の拡大による地域の活性化効果をねらうのか

*趨勢に従うよりも新たな観光の創造をめざして質的な転換を図るのか
の選択である。

屋久島では、量的拡大による問題点を回避するためだけでなく、地域活性化の効果をより高めるための慎重な選択をすべきである。

戦後の高度経済成長期以降に形成された観光地は、全国的にみるとしばしば、資源消費的で、一面的な絵ハガキ型観光となっており、地域への経済波及効果もフロー総量の割には十分でない例もみられる。多様化する観光志向と島の観光関連産業の経済規模等から考えると、いわば手づくりの観光地形成を「環境文化」という新鮮なイメージに基づいて行うことこそが、屋久島という地域で最も現実的かつ着実な効果が期待できるからである。

(第4章 屋久島環境文化村の基本方向)

7. 環境文化村づくりの事業

環境文化村づくりは、「環境文化」を軸とした屋久島らしさの確立と外部との健全な関係の確立を要件とし、ゾーニングと観光入込みへの対応に関する方針を基礎的枠組みとして進められる。こうした観点から、環境文化村を実現して行くための戦略的かつ具体的な提案として、次の5つの視点に基づく事業群があげられる。

①環境学習・研究施設の整備

島全体を自然と人とのかかわりを学ぶ環境学習のフィールドとして整備し、同時に島内外の交流の場や環境学習プログラムの整備を進めるため、拠点として環境学習中核施設を整備する。またこれを中心に、新設あるいは既設の関連施設との連携を図り、それぞれの特性を生かしながら、観察、案内・展示、研修施設等としての活用を進める。

屋久島の自然や文化には高い評価がなされているが学問的に解明すべきことがらも多く、一

方で地域づくりの観点からは、情報発信や研究成果の還元、人材育成等に結びつけるため知的生産の機能が求められていることから、高度な水準をもつ研究施設の整備を進める。

②環境形成事業の展開

ゾーニングに基づく保全活用方針を前提に、自然環境保全のための適切な管理や、活用のために必要な基盤整備を行い、個性的でトータルな環境形成を図る。また、観光利用等において量と質の調整を図るため、特定の地域への過度の集中を避けるしくみづくりを行うとともに、自然利用の拠点となる施設整備により、利用の分散化と利用地域としての奥行きづくりに取り組む。

生活空間においては、ゆとりやうるおいのある環境づくりと、それを通じて来訪者の屋久島へのイメージを高めるためにも、景観形成に配慮しつつ、環境保全と整合するインフラの整備を行う。同時に、環境にやさしい生活様式の実現に向けての住民自身の取り組みを促進するなど、社会条件の整備を進める。

③ボランティア協力事業の推進

環境文化村を運動として展開しつつ事業を積み重ねて行くために、島民、来訪者、研究者など屋久島に関係するすべての人々が、あらゆる分野でそれぞれ可能な範囲において協力できるよう、参加しやすいしくみづくりと、関係者や関係組織をつなぐネットワーク整備を行う。

環境文化村の運営にあたっては、このような事業を含め資金、人、情報等の蓄積を進めながら柔軟に多様な活動に対応して行ける体制が必要であり、その中心を担う組織として屋久島環境文化財団を設立する。

④新たな地域産業の創出

環境文化村は、地域の個性を引き出すことをねらいとするとともに、それ自体で情報発信力をもつプロジェクトである。見いだされた個性を付加価値とし、情報発信力を活用しながら商品づくりに生かし、それを環境文化型の産業おこしに結びつけて行く。

とりわけ1次産業については、環境文化村ブランドを軸にした付加価値化や新たな需要の創出のほか、環境学習やエコツアーの一環としての生産体験の場、農地や森林の維持、保続、管理や景観の保全といった役割を担うことを通じて新たな可能性を追求することとする。

また、21世紀に向けて、環境に負荷の少ない暮らしや産業を支えるための技術開発や装置の開発が新しい産業分野として成長してくる可能性が大きい。環境文化村は、地域の環境形成に対して先導的役割を担うことが求められており、こうした新しい産業を育てる場として適していることから、島が「環境産業」のメッカとなり、関連産業の広がりをつくり出す場となることをめざす。

⑤国際交流の展開

屋久島の自然が世界遺産としての価値を持つことや、環境文化村のテーマが外国人アンケートにみられるとおり国際的にも関心と呼ぶ可能性をそなえている点を活かして、国際的視点から屋久島の位置づけを明確にし、海外を含めて屋久島環境文化村に関心を持つ人々との交流を

屋久島環境文化村マスタープランの概要

図るため、定期的イベント開催等のしくみづくりを行う。

また、環境文化村の重要なコンセプトの一つは、自然と人間のかかわりのあり方を、広く現代社会に問いかけるという点にあることを踏まえ、自然や生態、生活文化や民俗、環境保全等屋久島と環境文化村が発する多様な情報を、全国や世界に向けて発信するしくみをつくる。情報発信は、地域づくりの上でも戦略的な意味を持つ重要な課題であり、環境形成事業や地域産業の振興と連動させていく。

以上のうち、特に先導的な事業として県が中心となって直ちに着手する事業として、環境学習中核施設整備と屋久島環境文化財団がある。

○環境学習中核施設

いわば屋久島環境文化村の拠点施設となるものであり、人、もの、情報に関する総合的な交流案内機能を持つ「屋久島環境文化村センター」及び環境学習の研修、宿泊施設である「屋久島環境文化研修センター」とからなる。施設整備にあたっては、地域の環境形成に対してもモデル的な役割を担うものとする。

○屋久島環境文化財団

この財団は、鹿児島県、地元町、民間の協力の下に設立され、具体的な事業内容としては、環境学習中核施設の管理運営、環境学習プログラムの企画立案、機関誌の発行、環境保全活動の普及・啓発等を行う。

また県が行う事業ではないが、観光の自然化という意味で環境文化村のシンボル事業となるものとしてエコツアーの開発がある。

○自然体験型観光「エコツアー」の開発

屋久島でのエコツアーは、豊かな自然資源と人が生活の中で自然を利活用してきた長い歴史を踏まえ、その歴史的背景をもつ生活の体系と構造を体験することによって、島の自然について深く学ぶとともに、人と自然の持続的な共存のあり方を学び、その過程を楽しむものである。こうした視点のもとにプログラムの開発、ガイドの養成、利用者の誘致を進め、新たな地域産業としての育成を図る。

(第5章 環境文化村整備のための事業構想)

8. 屋久島環境文化村実現のために

①屋久島方式のすすめ

屋久島の自然と歴史・文化、そしてその根底にある「共生と循環の原理」に関して幅広い人々の間に共通の意識を拡大して行くこと、それが屋久島環境文化村の一つの側面である。別の言い方をすれば、この構想は多くの人々の価値観の調整を通じてつくり、実行されていくことを想定している。その場合、当然ながら地域の人々の主体性が前提条件になる。

したがって計画立案から事業実施まで、行政の1セクションだけでなく、地域ぐるみでかわり、さらに島外の人々をも巻き込むダイナミズムを維持しつつ実現する、いわば「屋久島方式」とでも呼ぶべきあり方を追求して行くこととする。

このため本マスタープラン策定にあたって、第1に、住民の意見の聴取及び地域がもつ可能性や資源の掘り起こしを最優先に行うなど徹底して地元重視の姿勢が貫かれたし、第2に、すべての情報の公開を原則とし、計画の検討にあたり常に開かれた議論を求め保障してきた。また、計画の理念の検討のために、日本を代表する知識人による「屋久島環境文化懇談会」が組織され、専門的な知見から行政計画としてのマスタープランを検討する「マスタープラン研究委員会」が組織されたのも、このような考えによるものである。

②屋久島環境文化村推進のために

この構想は、その基本的性格からあらゆる分野にわたり、かつハード、ソフトを含めた総合性をその本質としている。また、「運動」として展開すべき超長期的な地域づくり計画である。

したがって、国、県、地元町、地域住民や国際的關係までも含めた個人や組織等との有機的な連携のもとに、その具体化を図っていく必要がある。

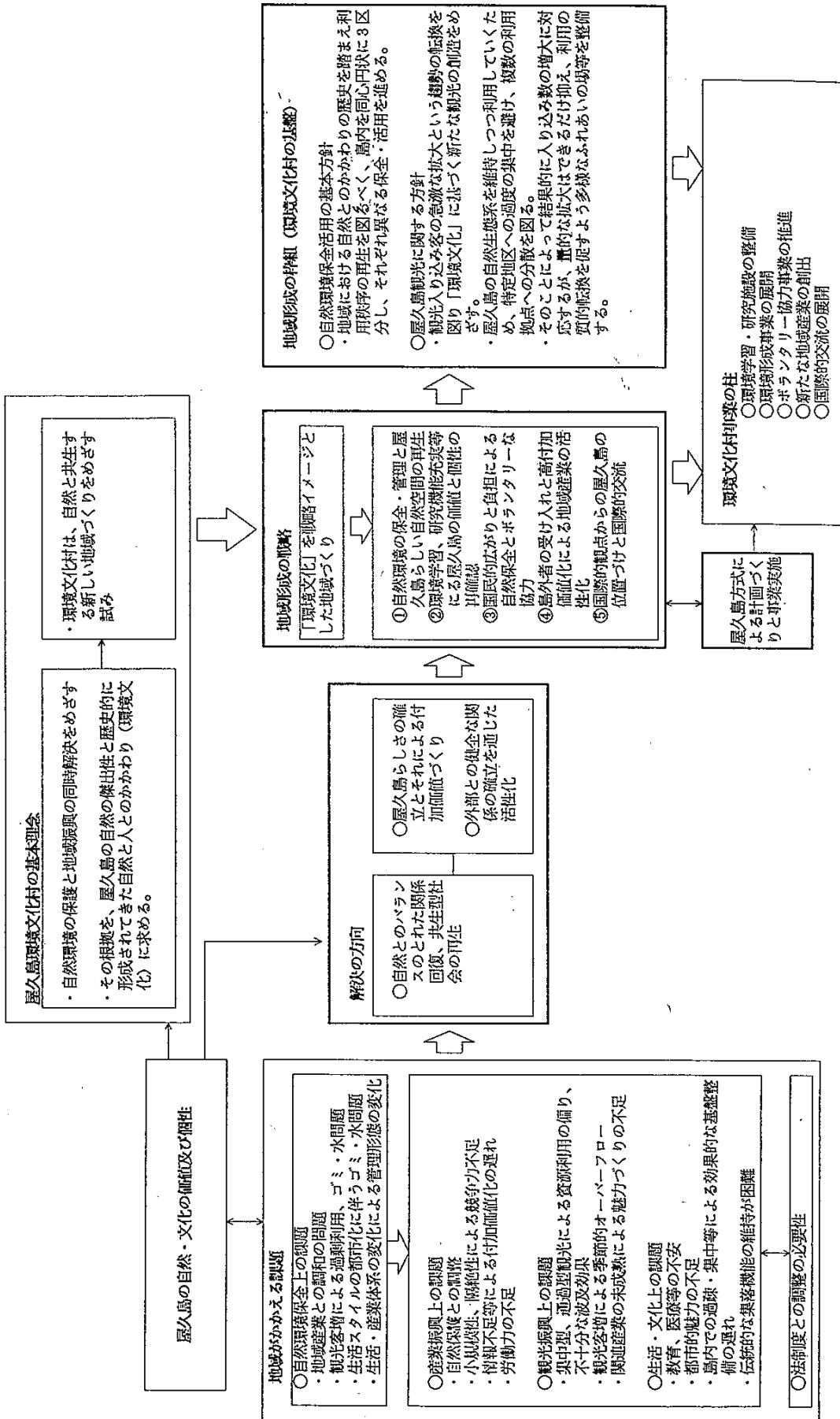
このため、鹿児島県及び屋久島環境文化財団が全体を進行管理する役割を果たすべきであるとともに、地元研究会を地域における推進主体として発展的に再構築することが重要となる。

これらの体制や組織は、これまでの計画策定にあたってそうであったと同様に、常にあらゆる人々に開かれたものであることが必要である。

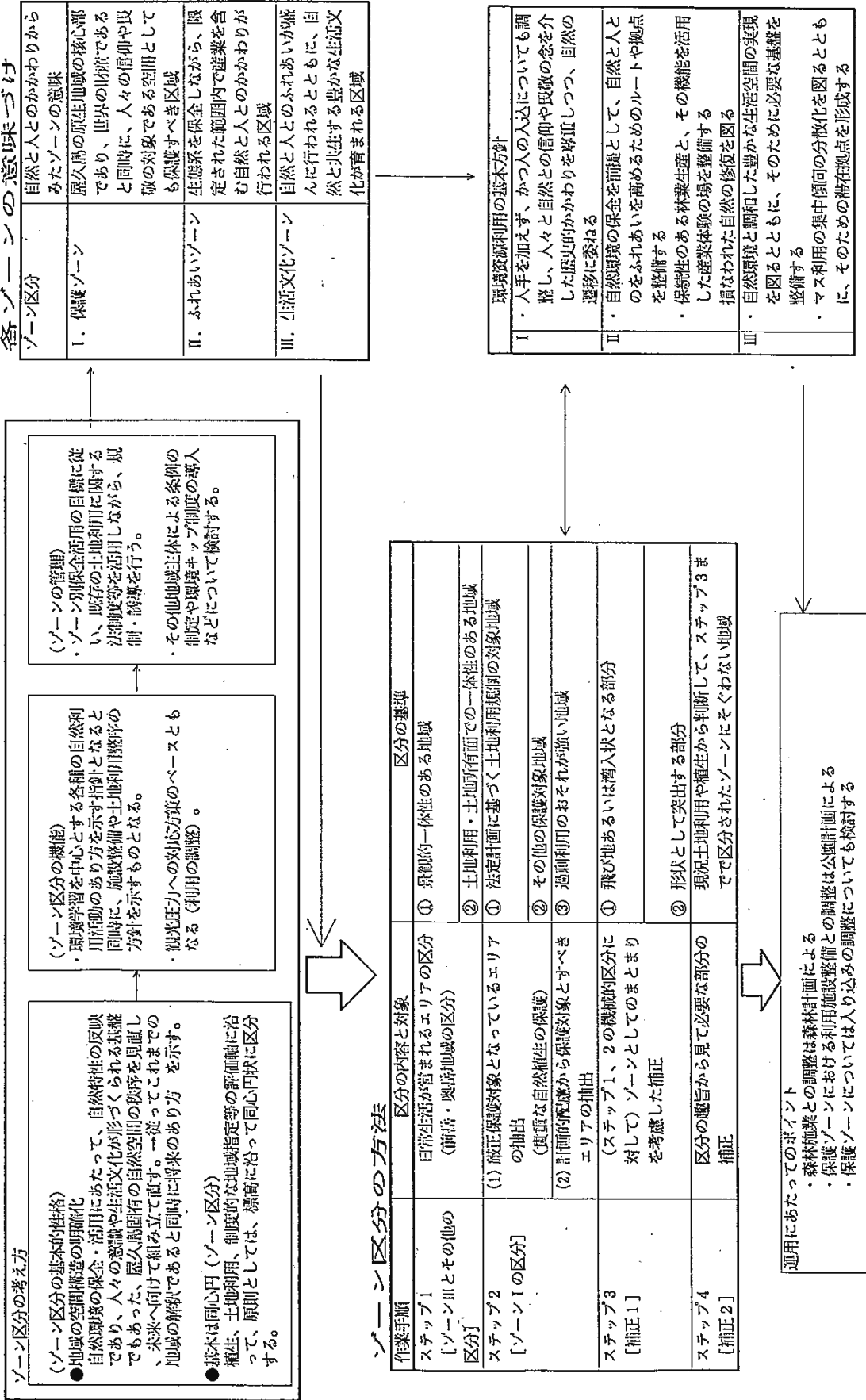
(第6章 屋久島環境文化村の実現に向けて)

屋久島環境文化村マスタープランの概要

屋久島環境文化村の基本方向



環境文化村におけるゾーニング

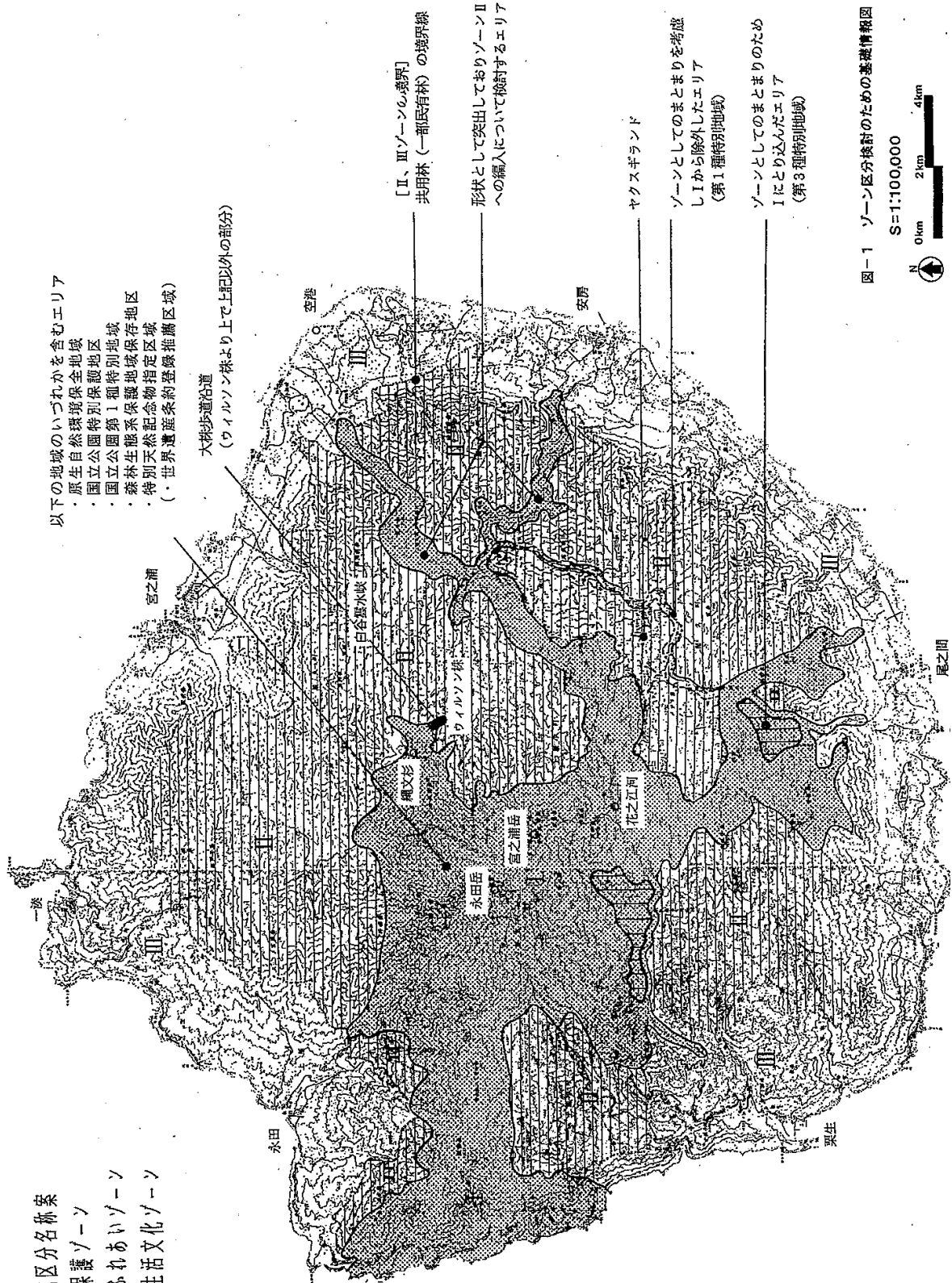


地域区分名称案

- I 保護ゾーン
- II ふれあいゾーン
- III 生活文化ゾーン

以下の地域のいづれかを含むエリア

- ・ 原生自然環境保全地域
- ・ 国立公園特別保護地区
- ・ 国立公園第1種特別地域
- ・ 森林生態系保護地域保存地区
- ・ 特別天然記念物指定区域
- ・ (・世界遺産条約登録推薦区域)



[I、IIゾーンの境界] 共用林(一部民有林)の境界線

形状として突出しておりゾーンIIへの編入について検討するエリア

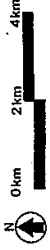
ヤクスギランド

ゾーンとしてのまとまりを考慮しIから除外したエリア (第1種特別地域)

ゾーンとしてのまとまりのためIにとり込んだエリア (第3種特別地域)

図-1 ゾーン区分検討のための基礎情報図

S=1:100,000



屋久島環境文化村マスタープランの概要

環境文化村整備のための事業体系

[事業項目]	[事業例]
○ 環境学習・研究施設の整備	
(1) 環境学習施設	
① 中核施設	…屋久島環境文化村センター（仮称）、屋久島環境文化研修センター（仮称）
② 環境学習プログラム	
③ 環境学習関連施設	…小さな博物館
④ 既存施設との連携	…屋久島環境学習ネットワーク
(2) 研究施設	…屋久島ワイルドライフセンター、研究者ネットワーク、国際屋久島環境文化研究所
○ 環境形成事業の展開	
(1) 自然の保全活用のための基盤整備	
① 森の再生	
② 自然利用拠点の整備	環境と文化のむら整備事業
	…（古道の整備、名水の里の整備、海ガメとふれあう里、黒潮とせせらぎの里）
③ 情報案内システムの整備	…サインの整備
(2) 自然利用活動の調整・管理	…環境キップ制度、特定国立公園重点管理事業
(3) 生活空間における環境基盤整備	
① 屋久島らしい景観の形成	…屋久島環境道路整備事業
② 環境保全のための基盤施設整備	…高度汚水処理事業、ゴミの再資源化事業、上水道の整備
③ クリーンエネルギーモデル事業の展開	
④ 商店街再開発	
(4) 環境形成のための社会条件整備	
① 島民自身による景観づくり・地域づくり	…環境条例（仮称）の制定
② 来訪者による環境保全・再生運動の展開	…環境モラルコードの策定、「生命の砂 一握り運動」の展開
③ 新たなくらしと地域文化の創造	
○ ボランティア協力事業の推進	
(1) ネットワーク形成	…環境文化ボランティアネットワーク、文化人ゲストハウス
(2) 参加・協力のしくみづくり	
① 組織を通じた参加	…屋久島ファンクラブ、顧問会議（仮称）、環境文化村推進会議
② 活動単位の参加	…クレジットカードの発行、「環境文化企業」の募集、生涯学習の町づくり
(3) 運営のための組織	…屋久島環境文化財団
○ 新たな地域産業の創出	
(1) 高付加価値型商品づくり	
① 「環境文化村ブランド」の創設	
② 未利用資源による商品開発	…ソフト商品の開発事業、手づくり商品の開発事業、環境文化村薬草・香料植物園
(2) 1次産業の活性化	
① 生産体験学習の場の整備	…環境文化村果樹園
② 環境文化村ブランドを軸にした農林水産品づくりの場	
③ 環境適合型産業としての再生	
(3) 「環境産業」創出の試み	
(4) 自然体験型観光「エコツアー」の開発	
① 活動プログラムづくり	
② エコツアーのための基盤整備	…継続的な調査、人材育成
③ 利用調整方策との連携	
○ 国際的交流の展開	
(1) 交流のしくみづくり	…芸術家・研究者版「屋久島いっとこ」制度、環境文化芸術祭（ビエンナーレ）
(2) 情報の発信	
① 情報誌紙等の発行	…屋久島自然情報誌、屋久島自然解説ガイドブック、文化村情報誌
② 会議等	…「屋久島環境文化村 東京フォーラム」事業、国際シンポジウムの開催
③ 顕彰制度	

注) ここに掲げた事業は、文化村の実現のために必要な事業を、熟度にかかわらず体系化したものであり、民間と行政が一体となって推進するものである。

環境キップ制度の導入

屋久島環境文化村マスタープランより、「環境キップ制度」の概要について記載する。

「環境キップ制度」は、特定地域を対象にして事前の手続きを経たり、負担を行ったりした者にのみ当該地域への立ち入りを認めるというしくみである。具体的な方法としては、全国の利用希望者にハガキ等による応募を求め、許容量を見極めながら一定枠内の希望者に対して「環境キップ」を発行することにより、利用者数のコントロールと利用時期の平準化を図る方式が考えられる。

「環境キップ制度」は、強制的な立ち入り制限を伴うものではなく、基本的には利用者自身のボランティアな精神による保全活動へのかかわりを期待し、利用については自己規制にゆだねるものとする。すなわち、自然地の利用に対して心理的な障壁を設けることにより、地域の価値や保全の必要性を改めて認識させ、「環境キップ」を入手した者には、自覚的な来島や入山を促すとともに、環境保全への参加意識を高める効果を期待するものである。

利用調整を図る対象として、来島者全員の場合と奥岳の一部地域の入込者とに分けられるが、当面屋久島においては、特に奥岳地域についての調整が必要である。

国有林・国立公園当局、地元等との調整が事業導入の前提条件であり、また、国民等の合意形成が必要である。シンボリックな事業であり、管理運営は、屋久島環境文化財団が行うことについても検討する必要がある。

なお、将来的課題であるが、利用ガイド等と連動させるなど利用の質の転換を図る手段としての活用も考慮するとともに、有償化し、収入を環境管理や保全活動のための費用の一部に充てる方式の導入についても研究する必要がある。

また、来島者全員を対象とする場合、宿泊施設や場内交通手段と連携し、環境文化村側からのサービス提供への対価支払いと抱き合わせ、地域の環境管理に対する費用負担を利用者から求める方式も検討課題である。この場合、宿泊施設等の側にも経営安定化や施設有効活用の効果がもたらせることから、事業者、所有者から収益の一部を拠出してもらうしくみも考えられる。

(出典) 環境文化村マスタープラン:鹿児島県 (H4.11) の3環境形成事業の展開 (p194より)